

「北海道訓子府高等学校の部活動に係る活動方針」

I 策定の趣旨等

- ア 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する必要がある。
- イ 学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が高い。
- ウ 部活動を実施する上では、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、部活動だけではなく、様々な体験を充実させるなど、生徒のバランスの取れた生活や心身の成長に配慮する必要がある。また、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう、合理的でかつ効率的・効果的に行われる必要がある。
- エ 本校では、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、「北海道の部活動の在り方に関する方針」を踏まえた、「北海道訓子府高等学校の部活動に係る方針」を策定することとした。

II 基本的スタンス

- ア 国のガイドライン及び「道立学校に係る部活動の方針」を踏まえた、本校の地域性などの状況を踏まえた内容とする。
- イ 運動部活動と文化部活動を一体化した内容とする。
- ウ 休養日等の取扱いについて、本校では、多様な活動が行われている点などを考慮する。
- エ 本校の部活動の取組状況などを踏まえて、必要に応じて方針の見直しを行う。
- オ 方針は、平成 31 年 4 月 5 日から施行する。

III 内容

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の公表等

- ア 「活動方針」を公表するとともに、部活動顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動日時、休養日等の活動実績を作成し、校長に提出する。
- イ 部活動顧問は、年間及び毎月の活動計画、経費等の資料を配付するなどして保護者・生徒の理解を得る。

(2) 指導、運営に係る体制の構築

ア 可能な限り、部活動ごとに複数顧問を配置するなど、学校全体としての適切な指導運営が成され、管理体制が構築されるよう十分考慮する。

イ 部活動指導員に対し、部活動の位置付け等に関し指導する。

(3) 「部活動に係る相談・要望の窓口」の設置

ア 連絡先：北海道訓子府高等学校（常呂郡訓子府町東幸町 157 番地）

TEL 0157-47-2576 FAX 0157-47-2400

E-mail kunneppu-z0@hokkaido-c.ed.jp

イ 担当：教頭

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 部活動における適切な指導の実施

ア 校長及び部活動顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底する。

イ 校長は、部活動顧問に対し、次のことを指導・徹底する。

・スポーツ医・科学の見地などから休養を適切に取ることが必要であること。

・生徒が生涯を通じてスポーツ・芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図ること。

(2) 部活動用指導手引の普及・活用

ア 部活動顧問は、関係団体が作成した部活動用指導手引を活用して、合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスの取れた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

・学期中は週当たり2日以上の休養日(平日1日・土日1日以上)、年間104日以上を設定する。

・長期休業中は学期中に準じた扱いとし、ある程度長期休養(オフシーズン)を設定する。

・1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。なお、活動場所で測定した暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、原則として活動を行わない。

イ 中学校教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、多様な教育が行われている点を考慮し、休養日の下限や活動時間の上限を設定して総量を規制した上で、一定の要件の下、上記の基準によらない弾力的な運用も可とするが、その際は、活動計画及び活動実績を校長に提出する。

・休養日の下限は、平日に週1日(年間52日)以上、週末または祝日に月1日(年間12日以上)の休養日を設けるほか、学校閉庁日(年間9日)を休養日とし、年間73日以上を休養日とする。

- ・活動時間の上限は、長くとも平日では3時間程度、学校の休業日(学期中の平日を含む)は4時間程度とし、1週間の活動時間は、長くとも16時間程度とする。
- ウ 本校の地域特性から積雪で活動が制限される部活動や主に冬季に行われる部活動は、上記の基準を原則とするが、一定の制限の下、特例的な取扱いができることとする。
- エ 休養日及び活動時間の指導・是正を行うなど、運用を徹底するとともに、校長は、支援及び指導・是正を行う。

4 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 部活動の設置、統廃合、合同チーム等の編成

- ア 生徒の多様なニーズに応じた活動ができる部活動の設置を検討する。
- イ 部活動の設置や統廃合に当たっては、ガイドラインを作成するなどして、体制を構築する。
- ウ 合同部活動は、関係する学校の校長が協議し、生徒と部活動顧問の負担を考慮の上、実施の可否や合同練習の実施回数を判断する。

(2) 地域との連携等

- ア 校長は、地域の人々の協力、社会教育施設の活用や地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力の下、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ・芸術文化等の活動の環境整備を進める。

5 部活動の充実に向けて

校長は、部活動顧問との信頼関係に基づき、次の事項について適切な指導・助言を行うとともに、顧問と協力の上、部活動の充実に努める。

- ア 効果的に部活動指導を行い、成果を上げている事例を把握し、部活動の適切な実施及び充実に資するよう周知・普及に努めること。
- イ 女子の指導に当たっては、女性特有の健康問題の予防対策に関する正しい知識を得た上で行うこと。
- ウ 顧問と生徒の両者の信頼関係づくりが活動の前提となることや、体罰や生徒の人間性を損ねるような発言や行為は許されないこと。
- エ 部活動内における暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意すること。
- オ 保護者に部活動を公開する場を設けるなど、学校と家庭が連携しながら部活動指導に取り組める環境づくりに努めること。
- カ 部活動等を通じて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が交流する場を設けるよう努めること。

終わりに

校長は、本方針を毎年度策定するとともに、必要に応じて内容の見直しを行う。

附 則 この活動方針は、令和6年4月1日から一部改訂施行する。